

## 非正規雇用社員の

## キャリアアップを支援する社長様へ

### キャリアアップ助成金のご紹介



今回は、平成 25 年度より創設されたキャリアアップ助成金のご紹介をさせていただきます。  
この助成金は、平成 25 年 3 月 31 日をもって終了した「均衡待遇・正社員化推進奨励金」  
及び「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」が統廃合されたもので、有期契約労働者、短時間労働  
者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の労働者の企業内でのキャリアアップ等  
を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して  
助成されます。

キャリアアップ助成金は下記 6 つのコースに分かれております。

### 【各助成コース】

- ① 正規雇用等転換コース
- ② 人材育成コース
- ③ 処遇改善コース
- ④ 健康管理コース
- ⑤ 短時間正社員コース
- ⑥ 短時間労働者の所定労働時間延長コース



### 【支給対象事業主】 ※全コース共通

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ② 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること
- ③ 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、**キャリアアップ計画**を作成し、  
管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
- ④ 支給申請時点において、対象労働者について、事業主都合による解雇をしていない  
事業主であること

※天災その他やむを得ない理由の為に事業の継続が困難となったことまたは労働者  
の責めに帰すべき理由により解雇した場合を除く

## 【キャリアアップ計画について】

「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、おおまかな取り組みのイメージをあらかじめ記載するものです。

### ※計画作成に当たっての留意点

- ① 3年～5年程度の計画を作成する
- ② キャリアアップ管理者を決める
- ③ 厚生労働省 HP 記載のガイドラインに沿っておおまかな取り組みの全体の流れを決める
- ④ 計画対象者、目標、期間目標を達成するために事業主が講ずる措置などを記載
- ⑤ 計画の対象となる有期契約労働者および無期雇用労働者の意見が反映されるよう、労働組合等の労働者の代表から意見を聴く



各コース共通の項目は以上です。

続いて、各助成コースの中から今回は①正規雇用等転換コースのご案内をさせていただきます。

## 【正規雇用等転換コース】

### ◎概要

正規雇用等に転換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者を正規雇用等に転換した場合などに助成される

### ◎支給金額

- ① 有期→正規・・・1人当たり **40万円**
- ② 有期→無期・・・1人当たり **20万円**
- ③ 無期→正規・・・1人当たり **20万円**

I.1 年度1事業所当たり10人まで

II.対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、

1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円が加算されます



### ◎対象となる労働者

次の①から③までのすべてに該当する労働者であること

- ① 6ヶ月以上雇用されている無期・有期契約労働者・派遣労働者
- ② 正規雇用労働者へと転換することを前提として雇い入れられた労働者ではないこと  
※有期実習型訓練により雇入れられた労働者を除く
- ③ 当該事業主の事業所において3年以内に、正規雇用労働者、短時間正社員または無期雇用労働者として雇用されたことがないもの

### ◎支給対象事業主

次の①から④までのすべてに該当する事業主であること

- ①有期契約労働者等を雇用していること
- ②有期契約労働者等を試験などにより正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換するコースを就業規則に定めていること
- ③転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、賃金を支給していること
- ④転換にあたり、その対象となる労働者本人の同意に基づく制度として運用すること

### ◎当該助成金の支給申請にあたってのおおまかな流れ

- ①キャリアアップ計画の作成、提出及び認定
- ②キャリアアップ計画に基づき、就業規則等を整備する
- ③雇用形態の転換の実施
- ④転換後6ヶ月以上継続雇用し、賃金を支給
- ⑤支給申請



※上記「対象となる労働者」「支給対象事業主」については簡易的に記載させて頂きました。支給要件等は少し複雑になっておりますので、ご興味、ご関心等ございましたら、是非ご連絡ください。

(平成25年9月現在)